

令和5年度 軽井沢町一般廃棄物処理実施計画書

本実施計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項及び軽井沢町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第2条により、ごみ処理計画の長期的方針である「軽井沢町一般廃棄物処理基本計画」の実施に必要な年間計画について定める。

1. 計画処理区域の状況

| 計画処理区域 | 計画処理人口 | 計画処理世帯数 |
|-------------------------|---------|----------|
| 軽井沢町全域 | 軽井沢町全域 | 軽井沢町全域 |
| 156.03 k m ² | 21,477人 | 10,703世帯 |

※人口及び世帯数は令和4年12月1日現在の数

2. 計画期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日

3. 一般廃棄物の発生見込数量及び処理計画

単位：トン

| ごみの種類 | | 数量 | 搬入処理施設 | | 中間処理・最終処分等を委託する | |
|-------|-------------------------------|---------|-------------------------|----------|----------------------------------|------------|
| | | | | 処理内容 | 事業者等 | 処理内容 |
| 可燃ごみ | 家庭系可燃ごみ 上段：直接搬入 下段：定期収集 | 5,292.3 | じん芥処理場 | 保管・運搬 | 佐久平クリーンセンター・ 廃棄物処理業者 | 焼却・再資源化・埋立 |
| | | | 佐久平クリーンセンター | 焼却 | 廃棄物処理業者 | 再資源化 |
| | 事業系可燃ごみ 上段：直接搬入 下段：委託収集 | 3,394.6 | じん芥処理場 | 保管・運搬 | 佐久平クリーンセンター・ 廃棄物処理業者 | 焼却・再資源化・埋立 |
| | | | 佐久平クリーンセンター・ 廃棄物処理業者 | 焼却 | 廃棄物処理業者 | 再資源化・埋立 |
| 不燃ごみ | 廃プラスチック | 21.2 | じん芥処理場 | 保管・運搬 | 佐久平クリーンセンター・ 廃棄物処理業者 | 焼却・再資源化・埋立 |
| | カレット類 | 136.6 | じん芥処理場 | 破碎・保管 | 委託業者・ 廃棄物処理業者 | 選別・埋立 |
| | 可燃系粗大残渣 | ※ 273.1 | じん芥処理場 | 破碎・選別・保管 | 佐久平クリーンセンター・ 委託業者・ 廃棄物処理業者 | 焼却・再資源化・埋立 |
| | 不燃系粗大残渣 | 117.1 | じん芥処理場 | 破碎・選別・保管 | 委託業者・ 廃棄物処理業者 | 選別・埋立 |

※ 可燃系粗大破碎残渣は、1 m³あたり90kg換算で総重量を算出

| ごみの種類 | 数 量 | 搬入処理施設 | | 中間処理後最終処理等を委託する | |
|-------------|----------|--------------|----------|------------------------|-------------|
| | | | 処理内容 | 事業者等 | 処理内容 |
| 資源物 | 4,270.2 | | | | |
| カン類 | 85 | | | | |
| スチール缶 | 43.1 | じん芥処理場 | 選別・圧縮・保管 | 再商品化事業者 | 再資源化 |
| アルミ缶 | 41.5 | じん芥処理場 | 選別・圧縮・保管 | 再商品化事業者 | 再資源化 |
| ビン類 | 584.2 | | | | |
| 無色ビン | 187.3 | じん芥処理場 | 選別・破碎・保管 | 日本容器包装リサイクル協会 | 再資源化 |
| 茶色ビン | 59.7 | じん芥処理場 | 選別・破碎・保管 | 日本容器包装リサイクル協会 | 再資源化 |
| その他ビン | 335.7 | じん芥処理場 | 選別・破碎・保管 | 日本容器包装リサイクル協会 | 再資源化 |
| 一升瓶（茶色） | 1.4 | じん芥処理場 | 選別・保管 | 日本容器包装リサイクル協会・(株)サンベスト | 再資源化 再使用 |
| 一升瓶（グリーン） | 0.3 | じん芥処理場 | 選別・保管 | 日本容器包装リサイクル協会・(株)サンベスト | 再資源化 再使用 |
| 古紙類 | 970.9 | | | | |
| 新聞紙 | 196.0 | じん芥処理場 | 選別・保管 | 再商品化事業者 | 再資源化 |
| 雑誌 | 300.6 | じん芥処理場 | 選別・保管 | 再商品化事業者 | 再資源化 |
| 段ボール | 412.9 | じん芥処理場 | 選別・保管 | 再商品化事業者 | 再資源化 |
| 紙製容器包装 | 54.1 | じん芥処理場 | 選別・保管 | 再商品化事業者 | 再資源化 |
| シュレッダーごみ | 7.1 | じん芥処理場 | 選別・保管 | 再商品化事業者 | 再資源化 |
| 機密性のないコピー用紙 | 0.2 | じん芥処理場 | 選別・保管 | 再商品化事業者 | 再資源化 |
| 生ごみ（事業系） | 2,278.4 | 浅麓汚泥再生処理センター | 選別 | 浅麓汚泥再生処理センター | 堆肥化 |
| 破碎鉄・破碎金属 | 19.5 | じん芥処理場 | 選別・保管 | 再商品化事業者 | 再資源化 |
| ペットボトル | 81.4 | じん芥処理場 | 選別・圧縮・保管 | 日本容器包装リサイクル協会 | 再資源化 |
| 容器包装プラスチック | 151.0 | じん芥処理場 | 選別・圧縮・保管 | 日本容器包装リサイクル協会 | 再資源化 |
| 発泡スチロール | 2.7 | じん芥処理場 | 選別・運搬 | 委託業者 | 再資源化 |
| 布類 | 94.7 | じん芥処理場 | 選別・保管 | 再商品化事業者 | 再資源化 |
| 廃食用油 | 2.9 | じん芥処理場 | 保管 | 直富商事(株) | 再資源化 |
| 乾電池 | 7.5 | じん芥処理場 | 保管 | 委託業者・ 廃棄物処理業者 | 選別・埋立 |
| 蛍光管 | 3.5 | じん芥処理場 | 保管 | 委託業者・ 廃棄物処理業者 | 選別・埋立 |
| 処理困難物 | 244.7 | じん芥処理場 | 選別・保管 | 委託業者 | 選別・ 再資源化 |
| 合計 | 13,760.8 | | | | |

4. 収集・運搬計画

(1) 家庭系一般廃棄物

①定期収集（地区ごとの収集日時は別紙「ごみ収集日一覧表」のとおりとする）

| 区分 | 排出方法及び収集運搬方法 | 収集運搬を行う者 | 搬入先 | |
|---------|---------------------|------------------|-------------|--------|
| 可燃ごみ | 指定袋に入れ、集積所へ | 委託業者 | 佐久平クリーンセンター | |
| 資源物 | 容器包装プラスチック・発泡スチロール | 指定袋に入れ、集積所へ | 委託業者 | じん芥処理場 |
| | ペットボトル | 集積所設置の専用ネットへ | 委託業者 | じん芥処理場 |
| | カン | 指定袋に入れ、集積所へ | 委託業者 | じん芥処理場 |
| | ビン | 指定袋に種類ごとに分別集積所へ | 委託業者 | じん芥処理場 |
| | 古紙類 | 種類ごとにまとめ指定場所へ | 再商品化事業者 | じん芥処理場 |
| | 布類 | 指定袋に入れ指定場所へ（月1回） | 委託業者 | じん芥処理場 |
| その他不燃ごみ | 指定袋に種類ごとに分別月1回指定場所へ | 委託業者 | じん芥処理場 | |
| 粗大ごみ | 専用ステッカーを貼り月1回指定場所へ | 委託業者 | じん芥処理場 | |
| 乾電池、蛍光管 | 指定袋に種類ごとに分別月1回指定場所へ | 委託業者 | じん芥処理場 | |

②拠点回収

廃食用油については、油の入っていた容器又はペットボトルに入れ町内3ヶ所の回収場所（じん芥処理場、町役場環境課、木もれ陽の里）に持ち込む。

③直接搬入

一般廃棄物を排出者により、直接じん芥処理場へ搬入する。

なお、一般廃棄物で排出者により搬入できないものについては、一般廃棄物収集運搬業許可業者へ排出者が依頼する。

④集団回収

資源回収登録団体（区、PTA等の団体）にて資源庫を設置し回収を行う。（現在13団体）

(2) 事業系一般廃棄物

町役場環境課へ事業系ごみ袋購入申請を行い、購入した指定袋（特大）を用い、下記方法で排出する。多量排出事業者（1日平均10キログラム以上の一般廃棄物を排出する事業者）は収集運搬を町の一般廃棄物処理業許可業者へ依頼する（下記色付き背景の方法とする）。運搬を委託する場合は、一般廃棄物収集運搬業の許可を得た業者に委託する。

| 区 分 | 収集運搬を行う者 | 搬 入 先 | 排出及び収集運搬方法 |
|------|------------|---------------------|--|
| 古紙 | 排出者 | じん芥処理場 | 紙ひもで束ねるか紙袋に入れる |
| | 許可業者 | じん芥処理場 | 紙ひもで束ねるか紙袋に入れる |
| | | 再商品化事業者 | 許可業者または再商品化事業者へ依頼 |
| 生ごみ | 排出者または許可業者 | 浅麓汚泥再生処理センター | 分別後ポリバケツ等に入れ搬入 ※排出者が直接搬入する場合は事前に登録が必要 |
| | | じん芥処理場 (可燃ごみとして) | 分別後指定袋に入れ直接搬入 (生ごみ処理機などで減量化をしたものに限る) |
| 可燃ごみ | 排出者 | じん芥処理場 | 分別後指定袋に入れ直接搬入 |
| | 許可業者 | じん芥処理場 | 分別後指定袋に入れ許可業者へ依頼 |
| | | 佐久平クリーンセンター | 分別後指定袋に入れ許可業者へ依頼 |
| 不燃ごみ | 排出者 | じん芥処理場 | 分別後指定袋に入れ直接搬入 【粗大ごみ・大量持ち込み者】 分別後直接搬入し処理手数料を支払い |
| | 許可業者 | じん芥処理場 | 許可業者へ依頼 |

(3) 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）対象品目

家電リサイクル法で定められた家電4品目については、リサイクル料金が必要となり町では処理を行わない。排出者において、下記の2つの方法により処分する。

【方法1】小売店または収集運搬許可業者に依頼する

| 対象品目 | テレビ、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン | 出張回収 |
|-------------|---------------------------------|------|
| 小売協力店 | 株式会社軽井沢テレビサービス 軽井沢町中軽井沢5-1 | ○ |
| | 佐藤テレビ店 軽井沢町大字長倉3644-2 | × |
| | ユキ電化 軽井沢町中軽井沢17-9 | × |
| | ヤマダ電機 テックランド軽井沢店 軽井沢町大字長倉1879-2 | ○ |
| 収集運搬許可業者へ依頼 | | ○ |

【方法2】排出者が直接指定引取り場所へ持ち込む

| 対象品目 | テレビ、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン | |
|--------|--------------------------------|----------------|
| 指定引取場所 | 小柳産業(株)東御倉庫 | 東御市祢津字砂田1184-3 |

(4) 資源有効利用法で定められたパソコン

資源有効利用法で定められたパソコンについては、リサイクル料金が必要となり町では処理を行わない。排出者において、下記の方法により処分する。

【方法】排出者が直接パソコンメーカーに回収申し込みをする

| 対象品目 | デスクトップパソコン本体・ノートパソコン・ディスプレイ |
|-------|---|
| 回収依頼先 | 排出するパソコンの各メーカー ※リサイクルマークのない場合は料金を支払う |

(5) 危険物

一般廃棄物のうち、以下のものについては危険物として町では処理を行わない。排出者において、下記の方法により処分する。

| 品目 | 処分方法 |
|-------------------------------------|---|
| 小型充電式電池（リチウムイオン電池等）・携帯電話等充電式電池内臓のもの | 販売店窓口相談する |
| 火薬類 | 一般廃棄物収集運搬許可業者へ相談する（花火やマッチ等少量のものについては水に浸してから可燃ごみとして排出する） |
| 中身を使い切っていないライター | 中身を使い切り不燃ごみとして排出する |

(6) 処理困難物

一般廃棄物のうち、以下のものについては町の一般廃棄物処理施設での処分は行わない。

| 品目 | 処分方法 |
|---|---|
| 消火器 | 消火器リサイクルシステム取扱い窓口（消火器販売店）へ引き取りを依頼する |
| プロパンガスのボンベ | 取扱い窓口に相談する（カセットボンベについては中身を使い切り、資源物（缶）として排出） |
| オートバイ | 二輪車リサイクルシステム取扱い窓口（二輪車販売店）へ引き取りを依頼する |
| 車のタイヤ・ホイール、廃オイル、車やバイクのバッテリーなどに自動車部品、土砂、石、農薬 | 販売店または一般廃棄物収集運搬許可業者へ相談する |
| 中身が入っている缶やびん | 中身を出し、資源物として排出 |
| ボタン電池 | 販売店または一般廃棄物収集運搬許可業者へ相談する |

(7) その他の一般廃棄物

| 区分 | 排出及び収集運搬方法 | 収集運搬を行う者 | 搬入先 |
|--------------|---------------------|--|------------------------------|
| 犬猫動物死骸 | 公道上で発生したものを各管理者にて回収 | ・佐久建設事務所 北部事務所 ・軽井沢町 ・国道事務所上田出張所 | 佐久平クリーンセンター (軽井沢町回収のみ取扱い) |
| 野生鳥獣死骸 | 公道上で発生したものを各自にて回収 | ・軽井沢町直営 ・猟友会 ・イーステージ(株) | イーステージ(株) |
| 不法投棄物 | 直接搬入又は許可業者へ依頼 | ・軽井沢町直営 ・土地所有者 ・利害関係者 | ・じん芥処理場 ・委託業者 |
| し尿（浄化槽汚泥を含む） | 許可業者へ依頼 | 許可業者 | 浅麓汚泥再生処理センター |

(8) 産業廃棄物

産業廃棄物の一切について処分は行わない。

(9) 一般廃棄物収集運搬業許可について

軽井沢町内より排出される一般廃棄物は、現状で許可を受けている業者において、十分な収集運搬が可能であることから収集運搬業については、原則として新規の許可を行わないこととする。

軽井沢町一般廃棄物収集運搬業許可業者一覧

| 番号 | 業 者 名 | 所 在 地 |
|----|---------------------------|--------------------------|
| 1 | 株式会社 あずさ環境保全 | 長野市松岡1-12-12 |
| 2 | イー・ステージ 株式会社 | 小諸市大字平原309-1 |
| 3 | 株式会社 井上産業 | 長野市若穂牛島字村東中堰向沖151 |
| 4 | 有限会社 エムエス工業 | 軽井沢町大字長倉5212-8 |
| 5 | 有限会社 エンジニアリングウッド | 佐久市大字塚原485-1 |
| 6 | 有限会社 軽井沢衛生企業 | 軽井沢町大字長倉957-29 |
| 7 | 有限会社 北軽井沢高原牧場 | 群馬県吾妻郡長野原町大字北軽井沢1353-480 |
| 8 | 株式会社 光和建设 | 佐久市大字中込2598 |
| 9 | 公益社団法人 小諸北佐久シルバー人材センター | 軽井沢町長倉2363-1 |
| 10 | 小柳産業 株式会社 | 上田市材木町2-12-10 |
| 11 | 株式会社 サイトー | 東御市新張2087 |
| 12 | 直富商事 株式会社 | 長野市大字大豆島3397-6 |
| 13 | 有限会社 長野県環境サービス | 佐久市望月2084 |
| 14 | 株式会社 平元商店 | 佐久市白田1094-1 |
| 15 | 有限会社 MIDAS | 軽井沢町大字軽井沢354-14 |
| 16 | 株式会社 柳沢土木 | 軽井沢町大字発地2898 |